

令和 7 年度 監察基本計画

1. 監察の目的及び種類

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、令和 7 年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、令和 7 年度においては、以下の取組について実施する。

1) 女性職員活躍・働き方改革の推進等に向けた取組

国土交通省が、国民の生命と生活を守るという重大な使命を今後とも的確に果たしていくためには、全ての職員がその能力を最大限に発揮し、質の高い行政サービスを持続的・安定的に提供できるよう、誰もが働きやすい職場環境づくりを行うことが不可欠である。

これまで、国土交通省では、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（令和 6 年 3 月 29 日一部改正）」を策定し、徹底した業務の見直しや効率化、デジタル化の推進及びマネジメント改革を今後の働き方改革の主軸に据え、省を挙げて総合的かつ計画的な取組を進めてきた。

全国の現場の最前線で業務を担う地方整備局や地方運輸局等においても、業務の効率化や ICT 環境の整備、マネジメント改革等の取組がなされてきたが、同計画の目標年次が今年度末であるところ、これまでの各種取組の成果や課題について点検すべき時期となっている。

さらに、「人材希少社会（人財尊重社会）」とも言われる中、職員の働きがい・エンゲージメントや Well-being を重視する観点から、魅力ある働き方、職場づくり、人づくりに向けた取組を加速していくことが重要となっている。これに関連する分野としては、デジタル・新技術を活用した業務の効率化・高度化、若手・女性や経験者・シニアを含む多様な人材の育成・活躍、オフィス・執務環境の改革、老朽化した庁舎・宿舍への対応等が挙げられる。

こうした観点に立ち、女性職員活躍・働き方改革の推進に向けたこれまでの取組とともに、魅力ある働き方、職場づくり、人づくりに向けた取組について監察を行うこととする。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスは、組織全体に対する社会的な信用を維持するとともに、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

これまで、国土交通省においては、過去に発生した不祥事を教訓として、再発防止のための体制や様々な仕組を整備しつつ、省を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできたが、近年においても、発注業務等に係る不正事案が複数の機関で発生している状況にある。

このため、こうした不正事案の発生により、国土交通省に対する国民の信頼が損なわれることのないよう、不正事案が発生した機関はもとより、全ての機関において、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる高揚と、コンプライアンスの徹底に関する各種取組の実効性の確保に向け、不断に取り組むとともに、継続的に点検・改善することが不可欠である。

また、コンプライアンスの徹底のためには、各職場における日常的な双方向の良好なコミュニケーションを通して、職員相互の理解を深めて信頼関係を築き、自分の意見や考えなどを誰に対しても安心して表明できるような風通しの良い職場環境の形成も不可欠である。

こうした観点に立ち、各機関におけるコンプライアンスの徹底に関する取組について監察を行うこととする。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、令和7年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 女性職員活躍・働き方改革の推進等に向けた取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組

2) 特別監察

- 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土地理院

地方整備局（北陸、近畿、四国、九州）

北海道開発局

地方運輸局（北海道、北陸信越、近畿、四国、九州）

2) 特別監察

○入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要のある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3 四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（平成25年3月）を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。